

事務局通信

シヤントセナ

No.259 (令和6年9月号)

編集発行
 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会
 〒766-0004 琴平町榎井891-1
 TEL 75-1371 FAX 75-1481
 E-mail info@k-wel.or.jp
 社協HP <http://k-wel.or.jp>
 ※24時間電話対応しています。



住民と行政の協働に向けて

地域共生社会の実現に向けて、社協と町住民福祉課が2か月に1回実務者会議を行っています。地域共生社会の取組に向けて、町行政と協議する場面が非常に増えましました。その中で、今回初めて、琴平町主催、社協が主管(事務局)として、「琴平町地域づくり懇談会」を開催しました。町民の幅広い意見を取り入れて、住民と行政の協働のまちづくりを実現させていく一歩を踏み出したと思います。



(町の課題について熱く意見交換)

ステーション行事予定表 (9/8～10/5)

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
9/8	9	10	11	12	13	14	9/8	9	10	11	12	13	14
こひの輪市 9:00～12:00 (予定)		・生まがいデイ (手芸)		生まがいデイ (体操)						豊作会(写経) 10時～		布で遊ぶ会	
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		・生まがいデイ (手芸)	弁護士相談	生まがいデイ (高瀬天然温泉) 五條つといの場 (体操)	香川県内社協 事務部長・常務理 事連絡会	秋波市			スマホ教室 15時～	ひだまりクラブ			
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
こひの輪市 9:00～12:00 (予定)		・生まがいデイ (手芸)		生まがいデイ (体操)						豊作会(写経) 10時～			
29	30	10/1	2	3	4	5	29	30	10/1	2	3	4	5
		・生まがいデイ (手芸)		生まがいデイ (体操) 五條つといの場					スマホ教室 15時～	豊作会(写経) 10時～			

ちよっところ行事予定表 (9/8～10/5)

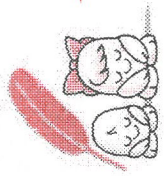
日	月	火	水	木	金	土
9/8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	10/1	2	3	4	5

☆10月の弁護士相談(要予約)は10月16日(水)です。

☆成年後見相談会は毎月第2木曜日13時から15時です。(要予約)



<地域生活支援係>



赤い羽根共同募金運動月間が始まります

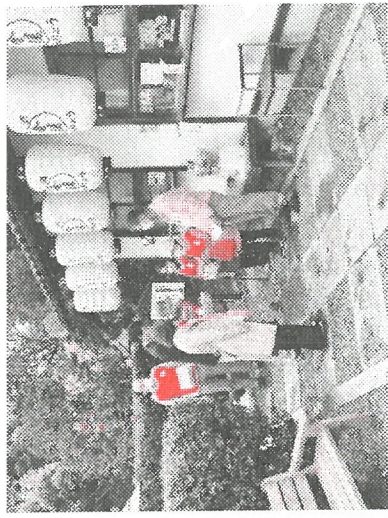
毎年10月から12月は赤い羽根共同募金の運動月間です。赤い羽根共同募金は地域や災害ボランティアのために使われる募金で、集まった募金は自治会の防災訓練や子育て支援、ご年配者の慰問など様々な地域のボランティア活動へ還元されます。皆さまからの温かいご協力をお待ちしております。

期間:令和6年10月1日 ~ 令和6年12月31日
事務局:琴平町社会福祉協議会

令和6年度目標金額
2,667,000円



募金の使い道



<総務経理課>

賛助会費のお礼とお願い



8月16日付けで賛助会費へのご協力をお願いしましたところ、8月29日現在で44名の方にご賛同いただき53口106,000円を納入していただいております。誠にありがとうございます。

社協会費は、先月にお礼申し上げた一般会費(自治会加入世帯に納入していただいている)500円と、町内の商店や企業から納入していただいている特別会費、個人として納入していただいている賛助会費一口2000円があります。

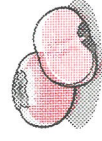
社協の会員制度は、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、積極的に地域の福祉活動に参加していただくことを目的としています。会員になること(会費を納めること)が福祉活動に参加することと同じ意味を持っており、財政面だけでなく、地域福祉を支える大きな力になります。

そして、地域福祉の主役である住民8000人が一人一役を持ち、地域福祉を推進する社協と一体となることが、福祉のまちづくりを行うための欠かせない仕組みとなっております。

社協会費について、「この会費を納めたらどんなメリットがあるのかな」と質問されることがありますが、会費制度は、お互いの助け合いの精神に基づくものなので「メリットがある」「何かいいことがある」と言えるものではありません。ただ、社会福祉協議会の地域福祉事業にご賛同いただき、応援してもらおう会費として、新たな繋がりを社会参加の機会としてご理解いただければと存じます。

新たに賛助会員になっていただける方がいらっしやいましたら事務局75-1371までご一報いただければ幸いです。

<居宅介護支援係>



介護保険の目的

今回は、介護保険法の第一条を紹介いたします。
『第一条：この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等

に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。』

短い文章ではありますが、多くの含みを持っていると思います。各サービス提供にあたっては、この考え方が貫かれています。一方的に援助するのではなく、要介護者となった方に力を引き出せるよう一緒に歩んでいきます。そのことが、双方にとっての喜びとなれば幸いです。

<地域包括支援センター>

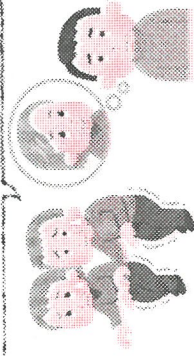
介護保険制度の利用について

毎年、お盆期間やお正月になると介護保険の申請が増える傾向にあります。これは、帰省した家族が身内に会った時に「いつもと違う。何かおかしい」との気づきから始まります。そこから相談してみようという流れになっています。

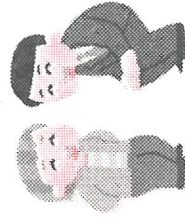
相談については、琴平町地域包括支援セン

ターで受け付けています。来所や電話でも可能であり、自宅への訪問も受け付けていますのでお気軽にご相談ください。全ての相談に対し介護保険の利用に繋がるというわけではないこと、また申請をしてから利用に至るまでに一カ月程度はかかることをご了承願います。

①いつもと違う？何かおかしい



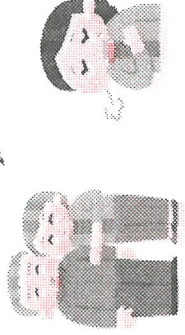
③役場から聞き取り



②申請・相談（希望があれば訪問もします）



④サービス利用（地域で安心して暮らす）



お知らせ

「落語」と「寸劇」で成年後見を学ぼう
 ～地域で支える、自分らしい生き方～

参加無料

日時 11月8日(金) 13:30～15:00 (13時～受付)
 場所 まんのう町民文化ホール (まんのう町生間415-1)
 内容 落語：どんぐり亭ぼりす 眞鍋 強氏
 寸劇：劇団「つむぎ」 さぬき市民後見人養成講座修了者の皆さん
 申込 10月31日(木) 下のQRコードからお申し込みください。



こんぴら朝市
 SNS QRコード



琴平町共同募金委員会
 SNS QRコード



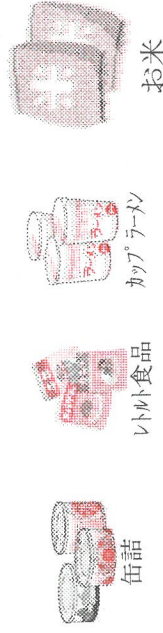
楽集館利用予定表 (9/8～10/5)

日	月	火	水	木	金	土
9/8	9	10	11	12	13	14
	予約済				姿勢 無料鑑賞 9時～17時	
15	16	17	18	19	20	21
予約済	予約済	包括 13時～16時	包括 9時～12時		姿勢 無料鑑賞 9時～17時	
22	23	24	25	26	27	28
	予約済		包括 13時～16時			
29	30	10/1	2	3	4	5
	予約済				姿勢 無料鑑賞 13時～17時	

※楽集館をご利用の際は社協まで。

フードドライブ
 にご協力ください

賞味期限が1か月以上ある下記の物を受け付けています。



皆様の支援によって助けられた命があります。ご協力いただいた皆様誠にありがとうございます。引き続きご支援ご協力よろしく申し上げます。